

平成 22 年 8 月 2 日

総務省
社団法人デジタル放送推進協会

ビル陰共同受信施設の地上デジタル放送対応のための 助成金制度のお知らせ（第 2 次募集）

総務省は、ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設（受信障害対策共聴施設）の地上デジタル放送対応を促進するため、デジタル化改修等に関する助成金交付を平成 21 年度から開始し、平成 22 年度も 7 月 30 日（金）まで申込みを受け付けてきました。

今般、第 2 次募集として、本年 9 月 1 日（水）から同年 11 月 30 日（火）まで申込みを受け付けることとしましたので、お知らせします。

1 助成制度の概要

（1）助成額

受信障害対策共聴施設のデジタル化改修、新設又は有線テレビジョン放送施設へ置換する場合、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修又は置換に要する総経費に対して 1 / 2 の額（共聴施設新設の場合は 2 / 3 の額）

詳細については別紙を御覧ください。

（2）助成金申請先

各都道府県のデジサポ（助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。）

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

（3）申請受付期間（消印有効）

平成 22 年 9 月 1 日（水）から同年 11 月 30 日（火）まで

※予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

2 助成条件の一部変更（予定）

ケーブルテレビに移行する場合は、共聴施設をデジタル化対応に「改修」するより安価な場合に限り助成対象とすることとしていましたが、「改修」するより高価となる場合には、共聴施設を「改修」する場合の助成額を上限として助成する予定です。

<関連報道発表>

- 総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始（平成21年5月1日発表）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000020272.pdf
- 集合住宅等における地上デジタル放送の受信環境整備のための助成金の申請受付開始～平成21年度補正予算関連～（平成21年8月7日発表）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000034039.pdf
- ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設における地上デジタル放送対応のための助成金制度の拡充（平成22年1月8日発表）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000050042.pdf
- ビル陰やアパート・マンション等における共同受信施設の地上デジタル放送対応のための助成金のお知らせ（平成22年4月2日発表）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000061296.pdf

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信者支援室

担 当：山中室長補佐、加藤主査、柴田主査

電 話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5807)

(直通) 03-5253-5807

F A X：03-5253-5794

【(社) デジタル放送推進協会連絡先】

総務省テレビ受信者支援センター

(統括本部)

担 当：新嘉喜部門長、小野澤部長

電 話：03-6459-2781

F A X：03-5785-4088

<助成制度に関するお問い合わせ先>

総務省テレビ受信者支援センター 助成金相談窓口

電 話：0570-093-724 (平日 9:00～18:00)

受信障害対策共聴施設の デジタル化対応に係る助成について

2010年8月

- 助成の概要
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル

助成の概要(1)

1 申請受付期限

平成22年9月1日(水)～平成22年11月30日(火)(消印有効)

(予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。)

2 申請対象者

受信障害対策共聴施設の管理者^(※1)

(※1)有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者等又はその者から委任を受けた者。なお、共聴組合(渡し切り補償契約により利用者側に施設が譲渡されている場合等を想定)も含まれます。

ただし、国や地方公共団体等を除きます。

3 対象事業

(1)受信障害対策共聴施設のデジタル化改修

建築物等の影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設をデジタル化対応に改修するもの。

(2)受信障害対策共聴施設の新設

アナログ放送とデジタル放送の送信所が異なるなどにより、建築物等の影響による地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、新たに共聴施設を設置するもの。

ただし、当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合を除きます。

(3)ケーブルテレビへの移行

(1)又は(2)において対象としている共聴施設又は地域に対し、有線テレビジョン放送施設への置換又は設置により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とするもの。^(※2)

(※2)なお、共聴施設をデジタル化対応に「改修」又は「新設」するより安価な場合に限り助成対象とすることとしていましたが、「改修」又は「新設」するより高価となる場合には、共聴施設を「改修」又は「新設」する場合の助成額を上限として助成する予定です。

4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の設置、置換等に要する総経費に対して以下の額を助成します。

(1)(3)の場合:1/2の額 (2)の場合:2/3の額

5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

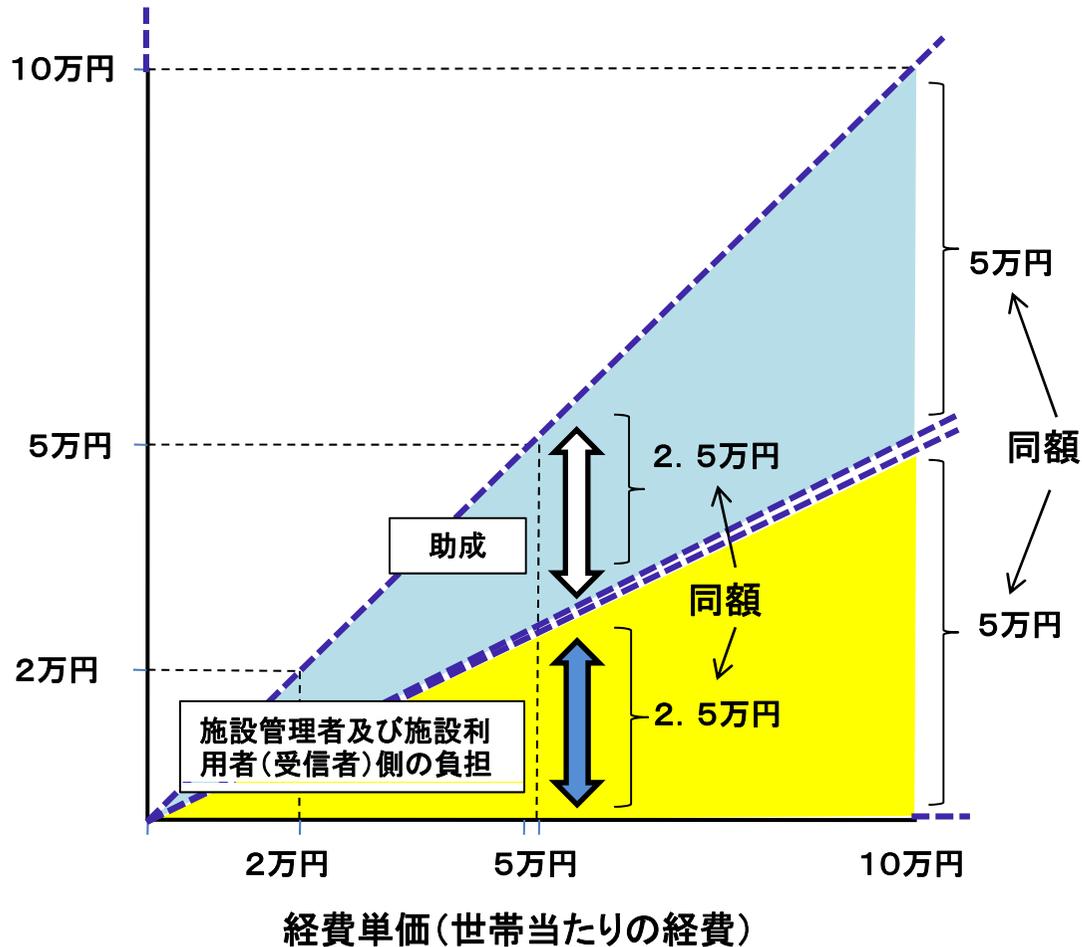
デジサポの連絡先:0570-093-724(平日9:00~18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

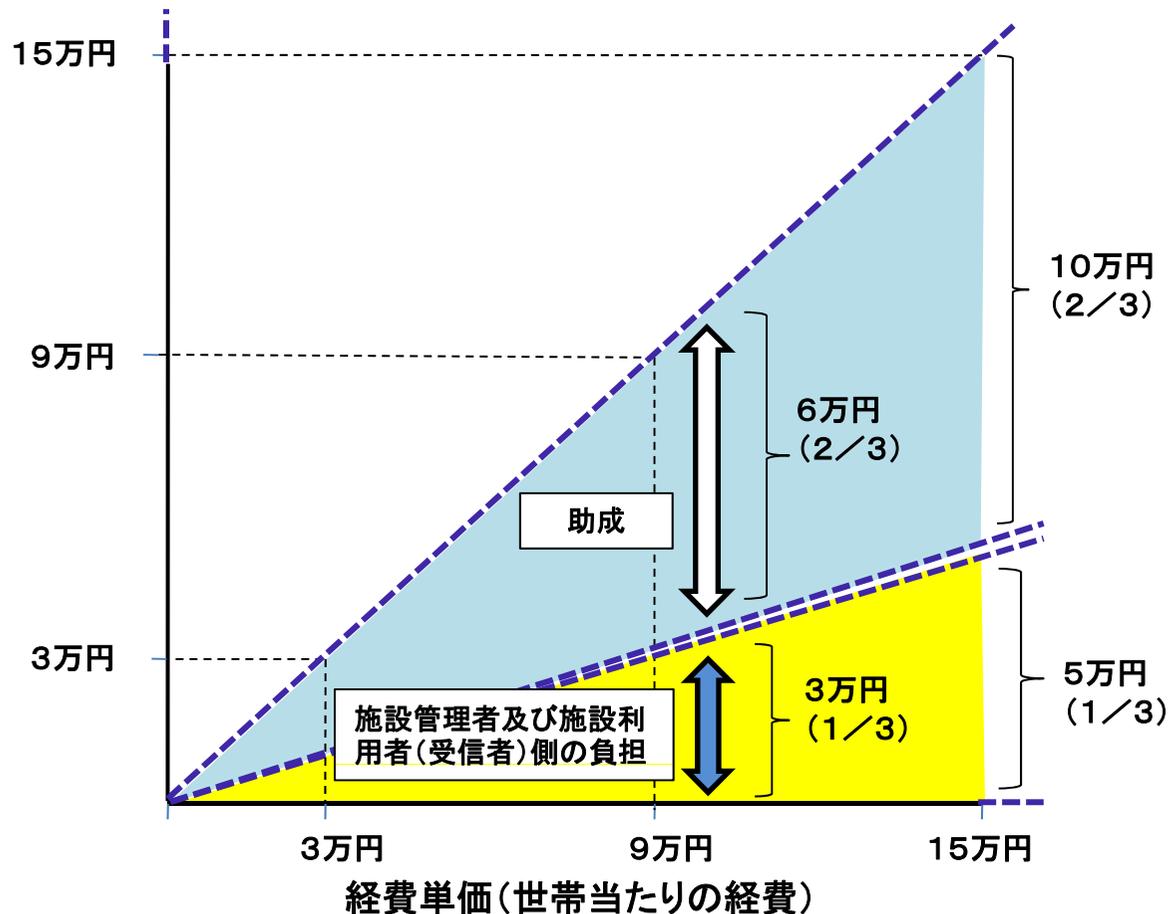
助成の概要(2) 共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの経費は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合も同様に1/2の助成となります。



助成の概要(3) 共聴施設の新設

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が150万円であったとすると、世帯当たりの経費は15万円ですが、その2/3の10万円を助成し、総額では100万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合は、2/3ではなく1/2の助成となります。



助成対象となる基本的要件と施設

➤ 助成が認められる基本的要件

- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行について、必要な関係者の同意が得られていること。
- ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
 - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
 - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること。
 - 経済性： 有線テレビジョン放送施設への置換又は設置をする場合に要する経費^(※1)は、受信障害対策共聴施設の改修又は設置をする場合に要する経費と同額又は当該額よりも低い^(※2)こと。
- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

(※1)ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

(※2)受信障害対策共聴施設の改修又は設置をする場合に要する経費より高額となる場合には、共聴施設を改修又は設置する場合の助成額を上限として助成する予定。

➤ 助成対象施設における留意点

(共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の場合)

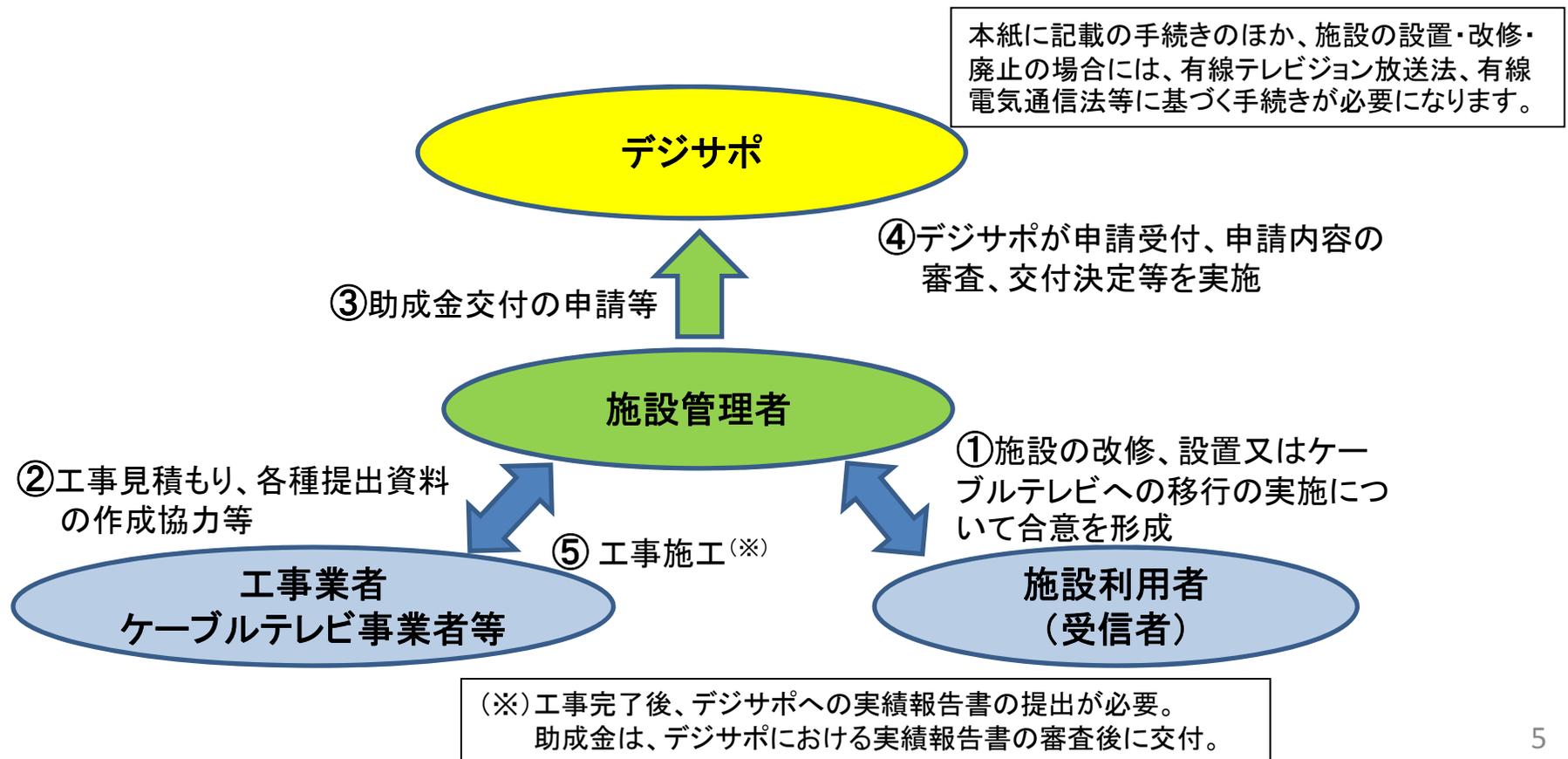
- ・ 助成の対象となるためには、有線テレビジョン放送法^(※1)または有線電気通信法の規定^(※2)による届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。

(※1)：第3条及び第12条、 (※2)：第3条

- ・ 国や地方公共団体等が保有する施設は助成対象外です。

助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。



助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。

助成金交付申請書

(助成事業の概要記載を含む)

添付資料

- (1) 施設の改修、設置又はケーブルテレビ移行に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書
- (3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等^(※)
- (4) 共聴施設の許可(整理)番号付設置届の写し^(共聴施設を新設する場合を除く)

(※) 共聴組合における決議書等、施設加入者の代表者と施設管理者の覚書等を添付すること。

改修経費を施設管理者が全額負担する場合に限って、施設加入者との同意書類の添付は不要。

- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくこととなります。

- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることとなります。

- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。

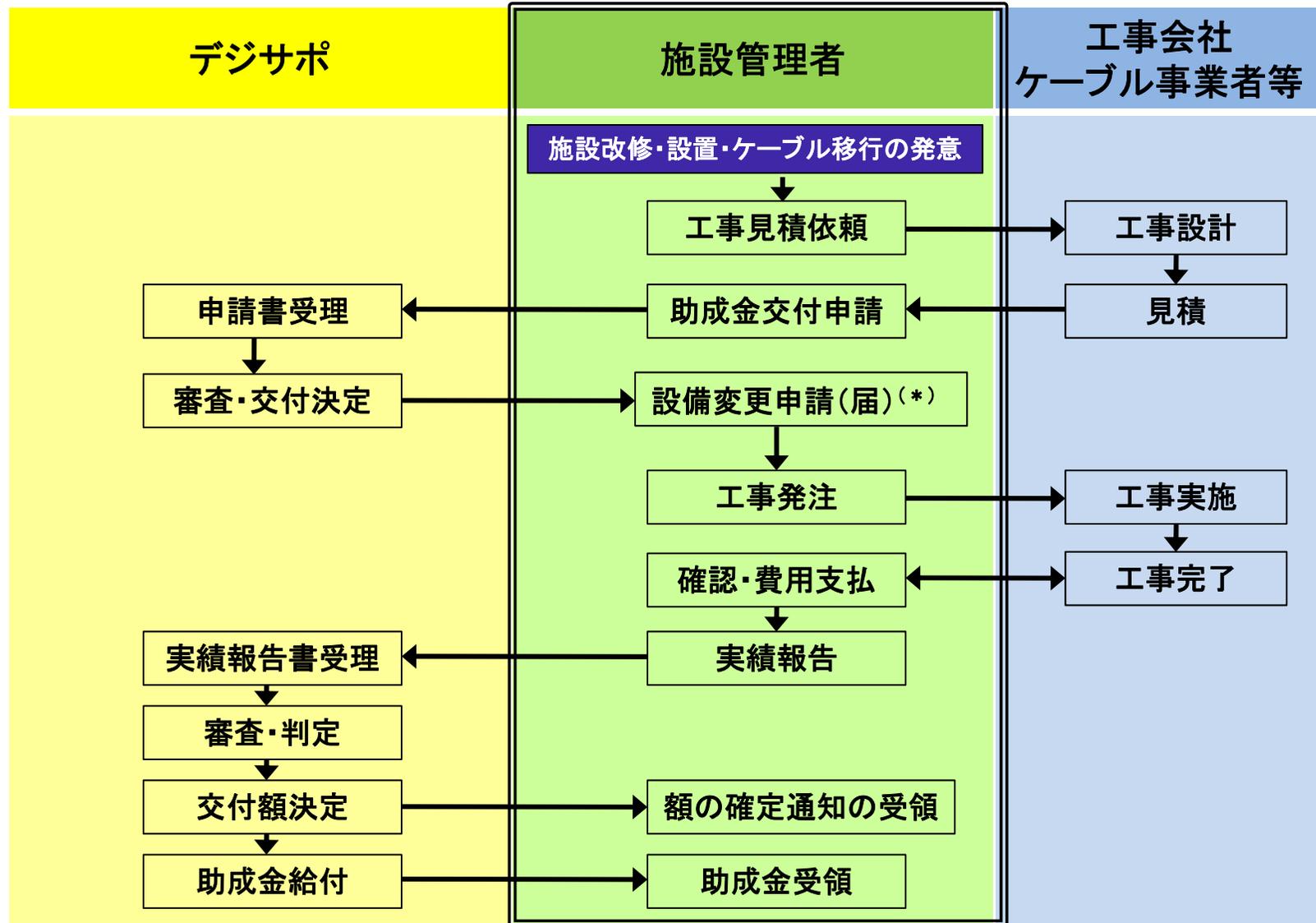
<デジサポ助成金相談窓口> 0570-093-724 (平日 9:00~18:00)

<助成金交付要綱、申請書式> デジサポホームページ

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

<申請書の受付> 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

助成金給付までの流れ



* 設備変更届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。
 (上記フローでは、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。)
 無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

助成事務のタイムテーブル

➤ 助成事業のスケジュール

申請受付期限 平成22年9月1日(水)～平成22年11月30日(火)(消印有効)

なお、予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

